「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を 進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣 言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ) ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

a. 企業間の連携

当行は、事業内容や成長可能性などを適切に評価する「事業性評価」を通じて、お客さまの経営課題を共有し、課題解決に向けた様々な提案を行ってまいります。また、行内外のネットワークを活用したM&A支援を含む様々なスキームを構築することによって円満かつ円滑な事業承継をサポートいたします。

b. IT 実装支援

お客さまの経営課題や二一ズに応じて、デジタルの活用を通じた業務効率化や生産性向上につながる伴走型の支援を行います。

c. 専門人材マッチング

人材に関する課題解決に向けて、二一ズに応じた適切な人材の紹介やマッチングに取組む ことによって、お客さまの成長や生産性向上などをサポートいたします。

d. グリーン化の取組

お客さまの温室効果ガス排出量削減に向けた設備投資や環境負荷低減に資する投資への資金供給、また、脱炭素・低炭素化に向けたコンサルティング等を通じて、脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

4働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他(任意記載)

当行は、「環境保全への貢献」「地域経済・地域社会への貢献」「お客さま本位のコンサルティング推進」「多様な人財が活躍できる職場環境の整備」の4つの観点からなるサステナビリティ方針のもと、地域の皆さまと公正・対等なパートナーシップを通じて、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

2022年7月26日

株式会社四国銀行 取締役頭取 山元 文明